

リサーチセンターの設置期間更新について

◇ リサーチセンター設置基準等に係る取扱い

1 設置期間の更新等（第7条）

リサーチセンターの設置期間を更新する場合の手続き等は、第3条、第4条、第5条及び第6条の規定を準用する。

2 設置の申請（第3条）

リサーチセンターの設置を希望する教員（以下「設置責任者」という。）は、設置希望時期の3箇月前までに、別紙様式1「リサーチセンター設置申請書」を、学長に提出しなければならない。

3 設置審査及び設置審査等専門部会（第4条）

- (1) 技術科学イノベーション研究機構委員会の下にリサーチセンター専門部会を設置（研究機構長、副機構長、IR本部副本部長、目標・評価本部副本部長、機構長が認めた者）
- (2) 評価の審査は、次の各号に掲げる事項について、書面及び必要に応じてヒアリング
 - ① 設置目的（背景、本学の強み等）
 - ② 研究計画の具体性、実現性、発展性、及び期待される効果等
 - ③ 外部資金の獲得状況及び見込み
 - ④ 専門部会は、設置審査結果を学長に報告する。

4 設置の可否（第5条）

設置審査結果報告を受け、戦略企画会議、教育研究評議会及び役員会の議を経て、リサーチセンター設置の可否を決定し、設置責任者に通知するとともに、公表するものとする。

5 設置に伴う措置（第6条）

学長は、設置したリサーチセンターの活動を支援するため、予算、人員、施設等の配慮を行うことができる。

6 毎年度の検証（第8条）

リサーチセンターの毎年度の検証（次条の設置期間終了後の評価は、除く。）は、研究機構委員会規程（平成28年3月22日規程第51号）第4条第2項第3号による。

研究機構委員会は、検証結果を速やかに学長に報告するものとする。

学長は、前項の検証結果を戦略企画会議、教育研究評議会に報告し、公表する。

7 設置期間終了後の評価（第9条）

- (1) リサーチセンターの評価は、設置期間終了後、速やかに行う。
- (2) リサーチセンター長は、リサーチセンターの設置期間終了後1箇月以内に、別紙様式2「リサーチセンター研究成果報告書」を学長に提出しなければならない。
- (3) リサーチセンターの評価の手続きは、第4条の規定を準用するとともに、意見の申立の機会を設定し、必要に応じてアドバイザー会議委員の意見を聴いた上で、第5条の規定を準用する。